

議第 1 4 4 号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市税の減免に係る申請書の提出期限を「納期限前 7 日」から「納期限」に変更するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の理由及び内容

呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）では、減免について、税目（個人住民税，法人市民税，軽自動車税，固定資産税，都市計画税及び特別土地保有税）ごとに規定しており，その申請書の提出期限は，全て「納期限前 7 日」です。

令和 6 年度から，国税である森林環境税を個人市民税と併せて賦課徴収することとなっていますが，当該国税の免除申請書の提出期限は，関連法令において「納期限」とされていることから，現行のままでは，両税の減免申請を納期限前 6 日から納期限の日までに行った場合，個人市民税の減免申請書の提出期限を超過しているため，森林環境税の免除申請書しか受理することができないこととなります。

このような差異が生じないようにするため，個人市民税の減免申請書の提出期限を森林環境税の当該提出期限に合わせ，「納期限前 7 日」から「納期限」に変更するとともに，法人市民税，軽自動車税，固定資産税，都市計画税及び特別土地保有税の減免の規定についても，同様の変更をしようとするものです。

3 県内市の状況

(1) 納期限としている市

広島市，尾道市及び三次市

(2) 納期限前 7 日としている市

竹原市，三原市，府中市，庄原市，安芸高田市及び江田島市

(3) 税目ごとに取扱いが異なる市

福山市，大竹市，東広島市及び廿日市市

4 根拠法令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 1 1 条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和 4 年政令第 3 0 0 号）第 4 条（森林環境税）並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 3 条（市民税），第 3 6 7 条（固定資産税），第 4 6 3 条の 2 3（軽自動車税種別割），第 6 0 5 条の 2（特別土地保有税）及び第 7 0 2 条の 8（都市計画税）

5 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日